

緊急開催決定!!

大切な顧問先を守るために今年中に必ずご確認ください!!

まだ使える広大地判定

不動産の相続に大きな影響が及びます。

平成29年 11月17日 金



会場 TAP高田馬場

(JR山手線・西武新宿線「高田馬場」駅戸山口より徒歩約3分)

時間 10:30-12:30 (受付開始10:00)

受講料 3,000円 (資料代・税込み)

定員 60名様限定

各会員割引あり

※既に無料業務提携をされた方、無料業務提携をして申込みされる方はセミナー費用は不要です。

下記に一つでも該当するお客様を抱えている方は受講をおすすめします。

- 500㎡以上の広い土地を所有している
- 先代の相続の際、高額な相続税を支払った
- 相続税試算をしたことがあり、広大地を利用すれば相続税が下がると言われた
- 所有資産のうち、大部分を不動産が占めている
- 所有している不動産の相続税評価をきちんと把握してみたい

講師紹介



株式会社東京アプレイザル
代表取締役
不動産鑑定士

芳賀 則人

一般社団法人相続知識検定協会 代表理事
50歳になったら相続学校 東京本校 校長

講座内容

- 1 今年中に相続時精算課税を使っての生前贈与(新基準との違いを理解する)
- 2 3階建て以上の建物がある500㎡(地方都市は1,000㎡)以上の敷地はどうなるか
- 3 新基準の制度の使い方と問題点
 - (1) 中小工場地区の評価
 - (2) またがり容積率の場合の評価
 - (3) 段差、傾斜地の場合の評価

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。➡

TAP実務セミナー

検索

各会員割引 ※1 無 料：東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用、業務提携事務所、無料業務提携をして申込みされる方、TAP実務家クラブ会員

※2 30% off：大設定額制クラブ会員

※3 20% off：相続アドバイザー協議会認定会員

